

委員会規程

(委員会の設置)

第1条 定款第45条に規定される委員会には、次の委員会を設置する。

- (1) 9地域代表者委員会
- (2) 大会運営委員会
- (3) 技術委員会
- (4) 財務委員会
- (5) 事業委員会
- (6) プロモーション委員会
- (7) 規律・裁定委員会

(組織及び委員)

第2条 委員会委員長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- ② 委員会委員は、当該委員長が推薦し、理事会の決議によって会長が委嘱する。
- ③ 委員会委員は、各委員会を構成し、理事会の方針に従って業務を処理する。
- ④ 委員会委員長は、各委員会を招集し、会議の議長となる。
- ⑤ 委員会委員長が欠けたとき又は事故があるときは、委員会が予め定めた順位に従い、他の委員がその職務を代行するものとする。

(委員の任期)

第3条 各委員会の委員長及び委員の任期は選任後2年とし、再任を妨げない。

- ② 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。

(分科会の設置)

第4条 各委員会において必要に応じ、理事会の承認を得て分科会を設置することができる。

- ② 分科会委員長は会長が指名する。
- ③ 分科会委員は当該委員長が推薦し、理事会の決議によって会長が委嘱する。委員会委員が1名以上入るものとする。
- ④ 分科会委員長は、各分科会を招集し、会議の議長となる。
- ⑤ 分科会は理事会の承認を以て解散する。
- ⑥ 上記の方法によらない場合、理事会の承認を以て別の方法で決定する。

(改正)

第5条 本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

(施行)

第6条 本規程は、令和8年5月27日から施行する。